

大学院学則第12条第9号〔入学資格の弾力化〕に係る審査基準及びその他学術院が必要と認める書類について

| 学術院 専攻 | 事 項 審 査 基 準 | そ の 他 学 術 院 が 必 要 と 認 め る 書 類 | 備 考 |
|----------------------------|--|--|-----|
| 人間総合科学学術院 スポーツ国際開発学共同専攻 | 提出書類を総合的に審査し、大学を卒業した者と同等以上の学力があるか判定する。 | (1)著書・論文・著作等がある場合には、主要なもの1点 (2)小論文(テーマ「これまでの経歴・職歴を踏まえてスポーツ国際開発学共同専攻で、何を明らかにしたいか。」)A4判、2,000字以内、横書き、ワープロ書き | |

修士課程 [個別審査]

大学院学則第12条第10号 大学3年次生の大学院入学試験に係る出願・入学の条件等について

| 学術院 専攻 | 事 項 出 願 の 条 件 | 入 学 の 条 件 |
|----------------------------|--|---|
| 人間総合科学学術院 スポーツ国際開発学共同専攻 | (1)出願年度3月末日において、大学在学期間が3年間に達すること。 (2)大学3年次修了までに、100単位以上を取得し、かつ、既取得科目の90%以上が学業成績における優れた評価(A, 優など)であることが見込まれること。 (3)出願までにスポーツ国際開発学又はその関連領域について、卒業研究に準ずる研究を行い、報告書としてまとめること。 (4)大学3年次の指導教員又は、それに準ずる教員による推薦状を提出すること。 | (1)入学試験に合格後、所定の単位・条件を満たさなかった場合は、入学を認めない。 (2)大学3年次修了時における出願の条件(2)を満たした学業成績証明書を提出すること。 |

修士課程 [飛び級]

- 注意事項 ① 出願年度3月において、上記の条件が満たされない場合は、入学できません。
 ② この制度により、大学院へ入学した場合は、大学3年中途退学となるため、大学の学部(学群)を卒業していることを要件とする国家試験等の資格試験の受験はできなくなります。

大学院学則第12条第11号

外国において学校教育における15年の課程を修了し、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了し、又は文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者の大学院入学試験に係る出願・入学の条件等について

| | | |
|----------------------------|--|-----|
| 事 項 大学院 専攻 | 1. 必要な科目と単位数 2. 単位の換算方法 (1) 成績証明書等に基づく換算方法 (2) 成績証明書等が提出できない場合 3. 大学院で定める提出書類 4. そ の 他 | 備 考 |
| 人間総合科学大学院 スポーツ国際開発学共同専攻 | 1. 15年の課程修了に必要な単位を修得していることを条件とし特に定めない。 2. (1) 最高の評価(「A」、「優」)等が90%以上であること、又はそれに相当すると認められること。 (2) 出身大学の発行する証明書等により、履修の内容、時間等を確認のうえ、本共同専攻の規定する講義、演習及び実習の基準に基づき換算する。 3. 特に優れた資質を有する者については、それを証明する書類 4. なし。 | |

修士課程 [外国15年・外国通信教育15年・文部科学大臣指定当該課程]

大学院学則第12条第12号

学校教育法施行規則第155条第1項第7号の規定により大学院に入学した者をその後に入学者させる本学の大学院において、教育を受けるにふさわしい学力があると認められた者の大学院入学試験に係る出願・入学の条件及びその他大学院が必要と認める書類について

| | | | |
|----------------------------|--|-------------------------------|-----|
| 事 項 大学院 専攻 | 審 査 基 準 | そ の 他 学 術 院 が 必 要 と 認 め る 書 類 | 備 考 |
| 人間総合科学大学院 スポーツ国際開発学共同専攻 | 提出書類を総合的に審査し、大学を卒業した者と同等以上の学力があるか判定する。 | な し。 | |

修士課程 [他大学院飛び級入学]